

「内部統制報告制度」(J-SOX法)の適用開始 ～ 内部統制・J-SOX法(日本版SOX法)の 概要・背景等について～

はじめに

本年4月より上場企業に「内部統制報告制度」(J-SOX法)が適用された。

同制度は、粉飾決算を防止するために、経営者が社内管理体制を自己点検して報告する制度である。米国の法制度のフレームワークを下敷にして、わが国では2007年9月に金融商品取引法(注1)の中に盛り込まれ施行された。現在、大企業では準備が進んでいる模様であるが、半面中小・新興企業ではコスト負担や人材の問題等もあり、進捗状況に遅れもみられている(注2)。

「内部統制報告制度」は上場企業にのみ適用されるものであるが、当該制度における「内部統制」のあり方(有効であるか、欠陥があるかなど)については、企業の大小を問わず広く企業経営における目標達成のための極めて重要な要素と考えられる。

従って、本稿ではその法施行の背景や「内部統制」の基本的考え方について、概略を整理してみた。

(注1) 旧「証券取引法」の一部を改正する法律として2006年6月に成立、同時に「金融商品取引法」と改称のうえ2007年9月に施行された。同法に「財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度の整備」が盛り込まれ、この部分が通称J-SOX法と呼ばれている。

(注2) 2008年4月以降に始まる事業年度からの導入であることから、2009年3月期が初年度となり、その内容(評価)の開示は2009年6月頃となるが、東京・大阪両証券取引所1・2部上場の48%が予定通りの進捗であるのに対して新興市場の上場企業では76%が遅れている(2007年12月監査法人トーマツ調査による)。

1. 法整備が必要とされた背景・事件等

(1) わが国における「内部統制」に関する不祥事件

- ・2003年「雪印乳業」：乳製品による集団食中毒発生、牛肉偽装事件発生→信頼性低下→不買運動→取引停止→子会社清算→事業譲渡・再編
- ・2004年「西武鉄道」：有価証券報告書不実記載の発覚→監理ポスト→上場廃止→グループ全体の信用低下→株主からの損害賠償提訴、経営者の刑事告訴
- ・2005年「カネボウ」：有価証券報告書不実記載・巨額粉飾決算の発覚→上場廃止→信用低下→事業譲渡

(2) 米国における「内部統制」に関する不祥事件

- ・2001年「エンロン」：経営者の関与した巨額粉飾決算・大規模不正経理発覚→会計監査の機能不全→信用低下→株価下落→倒産
- ・2002年「ワールドコム」：大規模不正経理発覚・巨額損失の隠蔽→信用低下→株価下落→倒産

(3) 日米両国で起きた粉飾決算事件における共通の問題点

- ① 経営者が関与した決算粉飾で、その結果巨額の損失となった。
- ② 外部の監査機能が働いていなかった。
- ③ 社内の「内部統制機能」には重大な欠陥があった。
- ④ 大企業の組織的不正により市場への信頼を大きく失墜させた。

(4) 企業に強く求められることとなった事項

- ① 経営陣の不祥事件に係る「不知」(知らなかった)は、免責されなくなった。
- ② 組織内部の不祥事件・不正の適切な監視活動や態勢の整備・改善等は経営陣の最も重要な責任と義務であると認識されるようになった。
- ③ 「業務の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令遵守」の確保が企業存続のための生命維持機能と位置づけられた。
- ④ 企業に関係する全ての利害関係者に対する「信頼できる財務報告」と「説明責任」が拡大された。

2. 米国における企業の不祥事件を踏まえた法的対応

(1) 2002年に「米国企業改革法」が制定された(注)。

——虚偽の財務報告をした場合の経営者について「最長20年の禁固刑または500万ドル以下の罰金、あるいはその両方」の厳しい罰則がある。

(注)「米国企業改革法」Sarbanes-Oxley act 通称SOX法と呼ばれている。

(2) トレッドウェイ委員会支援組織委員会(Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission 通称COSO)により策定「内部統制—総合的枠組み」(COSOのフレームワーク)として発表された。

これは、米国における粉飾決算が数多く発生したことを受けて、当時の米国公認会計士協会(AICPA)や内部監査協会(IIA)が調査・研究を実施し発表したもので、現在、主要各国の会計士による外部監査の監督基準に組み込まれ、「内部統制」の考え方のスタンダードとなっている。

3. わが国における法的対応

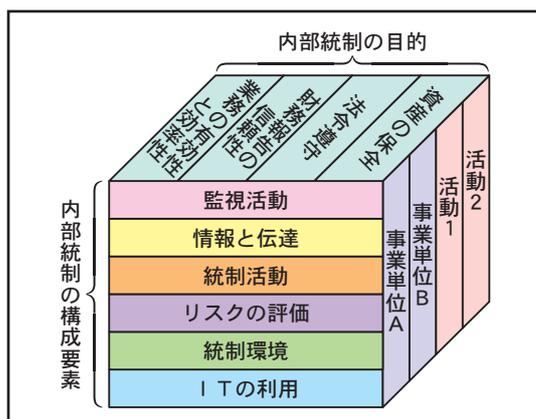
(1) 米国のCOSOのフレームワークをベースとして、2007年2月15日に企業会計審議会より「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」が発出された。

(2) 2007年9月30日「金融商品取引法」（通称 J-SOX法）^(注) 施行。COSOの内部統制の3つの目的である「業務の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令遵守」に「資産の保全」を加え4つの目的を設定した。同様にCOSOの5つの基本的構成要素である「監視活動」、「情報と伝達」、「統制活動」、「リスクの評価」、「統制環境」に「ITの利用」を加え6つの構成要素とした（参考 図1、図2）。

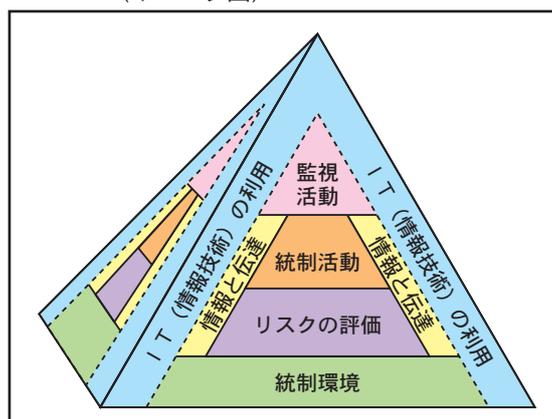
(注) J-SOX法は日本版（Japan）SOX法と呼ばれている。

<企業会計審議会内部統制部会での内部統制の概念>

<図1> 内部統制の目的と構成要素



<図2> 内部統制の構成要素間の関係（イメージ図）



4. 内部統制の構成要素について（COSOのフレームワークより）

基本的には、企業が継続的に存続していくためには3つの目的が必要であり、それは「業務の有効性と効率性」を高め、「財務報告の信頼性」を確保し、「法令遵守」を徹底することにある。また、これらの目的を達成するためには5つの構成要素が必要であり、それはしっかりとした「統制環境」を作り、自社の「リスクの評価」を的確に行い、そのリスクの評価に基づいた適切な「統制活動」を行い、その活動状況については企業組織内において正確かつ迅速に「情報伝達」されること。そしてこれら全ての活動について不断の「監視活動」が行われることが必要とされる。そしてこれらの5つの構成要素すなわち「内部統制」が有効に機能しているか否かが企業活動やその活動結果として生じる決算書（有価証券報告書）に大きく影響を与えることとなる。

従って、前述のとおり企業規模の大小を問わず、企業における「内部統制」に係る諸活動のPlan（リスクの識別・評価）、Do（対応の検討・対策の実施）、Check（監視活動）、Action（監視活

動の結果に応じた対策・対応)のサイクルの有効性は企業の目標達成のためには極めて重要なものと考えられる。わが国のJ-SOX法の基本概念はCOSOのフレームワークを基礎としており、以下COSOを基準とした「内部統制の構成要素」(5つの要素)について個別に整理してみる。

(1) 統制環境

これは、「内部統制」の基礎・土台部分であり、企業の従業員の意識を支えるものであり、経営者の「哲学、行動様式、メッセージ」でありかつ役職員の「誠実性、倫理的価値観」となるものである。また、組織内の「権限と責任・報告ラインの構造」や「人的能力に応じた人材の育成」などへの取組み等々いわゆる企業の「社風・風土」を形成するものである。「統制環境」の整備は、まずは経営者、経営者の方針を受けた各部門長(部長、支店長など)の重要な責務となる。具体的には、「行動基準」の作成・周知徹底、基準違反への「厳正な措置」などが挙げられる。

(2) リスクの評価

企業規模の大小を問わず企業は数多くのリスクに晒されている。未収金の回収リスク、貸倒れ発生リスク、人材流出リスク、受・発注関連リスク、在庫調整リスク、従業員不祥事件発生リスク、結果としての目標未達リスク等々多種多様なリスクに囲まれている。従って、企業(経営者)は、このような企業の内部・外部で生じる諸リスクを認識し、その分析と評価を行うことが重要となる。さらにリスクの的確な分析・評価を行ったうえで、どのような種類でどの程度のリスクコントロールをかけていくべきかを決定していくことになる。もとより、リスクテイク無しの企業経営は成り立たないとは言ってもないが、これは各々の企業の限りある経営資源(ヒト、モノ、カネ)を勘案し最も適切なコントロールを選択するための基礎となる活動である。

(3) 統制活動

各々の企業が自社のリスクを認識し、適切なコントロールを決定したうえで、次のステップとしてこれを実際に各部門の営業活動に適切に(コントロールが効くように)反映されるための態勢整備が「統制活動」である。また、この「統制活動」は、経営者、管理者、従業員全てにより組織全体を通して行われるものでなければならない。具体的には、「経営トップによる明確な方針等の発出」、「職能・業務活動上の管理方法」、「情報処理(取引の正確性や完全性のチェック)方法」、「データの分析・調査」、「職務の分離」などであり、また、これらに基づく「各種是正措置の実施」等々無数にある。従って、この「統制活動」についても各々の企業の実情に合わせた活動の選択が重要であり、「何をなすべきか」を定めた「方針」とその「方針」を実施していく役職員の指針となる「手引き・手続き」の策定が必要となる。「統制活動」を大きく分ければ、

統制手段がシステムや仕組みに組み込まれているような「予防的統制」と事後的な発見や摘発による「発見的統制」がある。いずれも重要な統制手段ではあるが、「発見的統制」は再発防止が目的であり「予防的統制」は発生を未然に防ぐ目的であり、この限りにおいては「予防的統制」がより重要と考えられる。換言すれば、業務のプロセスにおいてミスや誤解、不正等を発生させないための「仕組み作り」が極めて重要ということになる。

(4) 情報と伝達

企業の日々の業務と意思決定プロセスが適切に実行されるためには、「経営者から発出されるメッセージが明確で効果的に組織内に伝達されること」、「全従業員が職務を果たすために適切な情報が識別されタイムリーに伝達されること」が重要となる。顧客、納入業者、監督官庁、株主、地域などへも効果的な情報伝達が必要と考えられる。具体的な情報伝達的手段としては、「方針・マニュアルの策定・配布」、「掲示板」、「口頭」、「メール」、「経営者の行動」などがある。また、情報伝達のルートとしては、「内部へ」・「内部から」、「外部へ」・「外部から」、「公式」・「非公式」などがあるが、とりわけ下部から上部への情報の流れが重要であり「風通しの良い組織」作りは経営者にとっても「情報と伝達」という観点から有益である。また、コンプライアンスのホットラインや「内部通報制度」の新設・整備なども有効と考えられる。

(5) 監視活動

企業のおかれている環境は日々変化しており、「内部統制」についても企業環境に応じた変化（改善等）が必要となる。従って、新たに生じたリスク等に対して現行の「内部統制」が有効か否かや目的に適合するかどうかを判断していく必要がある。具体的には、日常の業務の過程で行われる経営・管理活動や監督活動、財務諸表を利用した比較・調整活動などが挙げられる。また、これらの評価については経営陣（経営者）の要請に基づいて行われる必要があり、独立的な立場で行われるべきと考えられる。この「監視活動」によって発見された「欠陥等」が経営陣（経営者）に正確に還元され「内部統制活動」の是正・改善に繋がっていくというPDCAサイクルが企業の継続にとって最も重要な活動となる。

5. 日本版SOX法（J-SOX法）について

J-SOX法とは企業における相次ぐ会計不祥事やコンプライアンスの欠如などを防止するため米国のサーベンス・オクスリー法（前述SOX法）を基準に整備された日本版企業改革法のことである。

わが国においては、これまで述べてきた米国SOX法に流れるCOSOの概念をベースに金融商品取引法のなかにおいて「財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度の整備」として盛り込ま

れ、とりわけ財務報告書(決算書)の開示にあたり金額的・質的に重要な影響を及ぼす可能性のある業務プロセスを文書化し、網羅的にリスクを洗い出して業務プロセスに欠陥が無いかどうかを検証することが義務付けられた。具体的には、企業内の購買部門、販売部門、新商品等開発部門、経理部門、財務部門など企業内の各部門における「内部統制」に係るそれぞれの業務プロセスを文書化しその欠陥の有無を検証し現行のプロセスで問題が無いかどうかを確認していく作業となる。この作業に関しては相当の負荷が伴うものであり、冒頭に解説のとおりわが国全体では必ずしも作業の進捗が進んでいない模様である。

おわりに

わが国の企業を取り巻く環境については、消費者保護、個人情報保護、労働者保護、税制、不正競争防止等々関連諸法の施行に伴うコンプライアンスリスク、地方にあっては、大手資本の進出リスク、人口減少・高齢化、地方財政問題など極めて多種多様なリスクに晒されている。今後、このような諸リスクの中から自社に影響の大きいリスクをできるだけ最小限に抑え込み企業の目標を達成していくことは、経営者の極めて重要な責務と考えられる。従って、本稿で概説した「内部統制」は企業目標、経営目標と密接に結びついており、経営目標を達成するための仕組み、あるいは業務を有効に実施することを担保するための仕組みと考えられる。また、不正やミス・エラーの徹底防止、自社の現状を的確に把握する手段など有効な活用方法は多岐にわたる。ただし、最も重要な事項は、COSOの基本概念で述べた「5つの構成要素」のなかでも経営陣(経営者)が作る土台・風土すなわち「統制環境」であると考えられる。全体的な「内部統制活動」(手段)のなかに、経営陣(経営者)の意志をどのように組み込んでいくかということが完成した内部統制の優劣を大きく左右するものとなる。今後ともわが国の企業を取り巻く環境は極めて速いスピードで変化していくものと予想される。このような環境の変化を確実に把握して最適な「内部統制」を継続していくことが何よりも重要と考えられる。

(参考)

「最も強大な種、最も頭の良い種が生き残ったのではない。

最も環境の変化にすばやく対応した種が生き残ったのだ」

——チャールズ・ダーウィンより

(河西 宏)